

4/12（水）の合同部門会議で出された主な質問への回答

平成29年4月17日
外務省

① 日本が結んだこれまでの14ヶ国との原子力協定と、今回のインドとの原子力協定の大きな違いは何か。特に再処理関連で。

(答)

- 1 二国間の原子力協力を平和的目的に限定する等の観点で、インドとの原子力協定も他の国との原子力協定と同じである。
- 2 再処理規定については、厳格な条件下でのみインドにおける再処理を認めている。なお、これまでも、再処理に関する規定を設けないことで実質的に再処理を容認しているもの（日仏、日英、日ユーラトム等）もある。

② 再処理を止めるとなった場合、停止されるという表現で、停止の担保は取れることになるのか（14条2）。

(答)

本協定において、再処理の停止は、第14条9に規定されている。再処理が停止されることは同項の規定をもって十分に確保されている。

③ 「見解及び了解に関する公文」に義務規定を意味する言葉は使われておらず、お互いの言ったことを記録に留めているもの。合意ではなく、法的拘束力も存在しないのではないかと（あるとするならその根拠）。

(答)

「見解及び了解に関する公文」は、本協定に関連して作成された国際約束である。

④ 14条2に関連し、パキスタンが核実験を実施し、その対抗措置としてインドが核実験を行った場合には、協力を止めるということを意味するのか。

(答)

御指摘のような場合には、我が国は、協定を終了させる旨の書面による通告をインドに対して行い、その上で、協定の下での協力を直ちに停止することになる。

⑤ 核実験実施時の協力停止を協定本文に書き込まなかった理由は何か。

(答)

協定第14条1及び2の規定により、万が一インドが核実験を行った場合に我が国が協定を終了させ及び協力を停止する権利は、協定上十分に確保されている。

⑥ 14条1で、協定終了を通告から1年後としている理由は何か。

(答)

協定が終了通告の日から一定の期間を経た後に終了する旨規定することは、多くの国際約束においてみられるが、これは、協定の終了前に必要な対応をとるための期間を置くためのものである。

⑦ 我が国とインドがこの原子力協定を結ぶことによる国益は何か。リスクは何か。

(答)

本協定は、日印間で移転される原子力関連資機材等の平和的利用等を法的に確保するための枠組みであり、原子力の平和的利用についてインドが責任ある行動をとることを確保するものである。このことは、インドを国際的な核不拡散体制に実質的に参加させることにつながるという不拡散を根底に置いた考え方に基づくものである。

⑧ 1998年の安保理決議1172ではインド、パキスタンの核保有を認めないとしていたと思うが、今回の協定との関連は整理されているか。

(答)

本協定は、インドに対して、NPT上の核兵器国としての地位を認めるものではない。

⑨ インドが核実験を今後も行わないという担保は取れるのか、グリップを効かせることはできるのか。

(答)

本協定は、インドが表明した核実験モラトリアムの継続等が前提である。加えて、本協定を締結することにより、インドが原子力の平和的利用について責任ある行動をとることが確保される。

⑩ CTBTに対する今後のインドの姿勢は。

(答)

インドは、CTBTについては、国家安全保障を理由に未署名・未批准であるが、核実験モラトリウムを表明するに当たり、CTBTの基本的義務を受け入れている旨述べていると承知。

⑪ 仮に協定が発効し、原子力関連の協力が進めば進むほど、協力を停止した時の影響は大きくなるのではないかと。簡単なことではないのではないかと。

(答)

万が一インドが核実験モラトリウムに反し核実験を行った場合には我が国からの協力は停止する。かかる我が国の立場はインド側も了解している。

⑫ 核実験が行われれば協力を止める権利はあるが、企業が契約成立後で協定が無くなって中断となるリスクがあるのではないかと。民間企業は翻弄される。かなり突っ込んだケーススタディが必要で、あまりに民間企業に対して危険ではないかと。

(答)

核実験モラトリウムの継続等は本協定の下での協力の前提であり、この前提を踏まえず個別の契約が結ばれることは想定されない。

⑬ 11条（再処理関連）について、インドがそもそも再処理を行う目的は何か。インドは既に核兵器を保有している。自らプルトニウムをつくる能力を持ちながら日本から再処理関連技術等の協力を求めている理由は何かと。

(答)

インドは、使用済燃料を再処理し再利用を行う核燃料サイクルの確立を目指しているためであると承知している。

(了)